

国立大学法人富山大学の会計監査人候補者の選定に係る公告

令和4年 1 月 17 日
国立大学法人富山大学

国立大学法人は、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第 39 条第 1 項の規定に基づき、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、会計監査人の監査を受けなければなりません。

会計監査人は、準用通則法第 40 条の規定に基づき文部科学大臣が選任することとなっており、また、選任に当たっては、国立大学法人が会計監査人候補者（以下「候補者」という。）を選定し、文部科学大臣に候補者名簿を提出することとなっています。

については、下記により候補者を選定しますので、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の会計監査人に応募される公認会計士又は監査法人は、**別紙 1：提案書作成要領**を参照のうえ、提案書等を提出してください。

記

1. 公募に付する事項

(1) 件 名

準用通則法第 39 条第 1 項の規定に基づく会計監査人監査業務

(2) 契約期間

文部科学大臣による選任後、監査契約締結の日から、準用通則法第 38 条第 1 項の規定に基づく文部科学大臣による財務諸表承認の日まで

(3) 対象期間

今回の選定は、令和 4 年度から令和 9 年度の 6 か年度にわたる候補者の選定とします。ただし、文部科学大臣は毎年度会計監査人を選任することとなるため、監査契約は単年度となります。

なお、今回選定された者が、行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化、契約の履行状況等により適切に監査することが困難であると認められる場合には、選定見直しの対象となりますのでご注意ください。

2. 応募資格等に関する事項

- (1) 準用通則法第 41 条第 1 項で規定する資格要件を満たすこと
- (2) 準用通則法第 41 条第 3 項で規定する欠格事由がないこと
- (3) 公認会計士法第 24 条、第 24 条の 2、第 34 条の 11、第 34 条の 11 の 2 並びに公認会計士法施行令第 7 条及び第 15 条で規定する特別な利害関係等がないこと
- (4) 公認会計士法第 30 条、第 31 条及び第 34 条の 21 第 2 項で規定する業務の停止期間中の者でないこと
- (5) 本学契約規則第 5 条及び第 6 条で規定する者に該当しないこと

- (6) 本学の契約責任者から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと
- (7) 反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力との関係を有しないこと
- (8) 職務を行うに当たり準用通則法第 39 条第 5 項で規定する者は使用できないこと
- (9) 現在、本学の会計監査人である場合で、連続する 6 事業年度において本学の監査責任者となった者がいる場合、当該者は、その後会計監査人の独立性及び監査の品質確保の観点から適当と認められる期間は、監査責任者になることができないこと

3. 提出書類及び提出期限等

(1) 提出書類

本件に応募する者は、以下の書類を提出してください。

- ① 提案書 … 紙媒体 7 部、電子媒体 1 部
- ② 「2. (1)」を証明する書類 …… 1 部
- ③ 「2. (2)～(5)、(7)～(9)」の事項に該当しないことを誓約した書類 …… 各 1 部

記載は、原則、令和 3 年 12 月末現在の内容とします。当該日付でない場合は、具体の年月日を記載してください。

なお、提出書類については、選定作業以外には使用しませんが、選定作業の際に必要な範囲内で複製することがあります。

(2) 提出期限

令和 4 年 2 月 10 日（木） 17 時 15 分必着

(3) 提出先

〒930-8555 富山県富山市五福 3190 番地
国立大学法人富山大学 五福キャンパス 事務局 5 階 監査課
TEL : 076-445-6013、 FAX : 076-445-6049

(4) 提出方法

郵送または持参によるものとします。なお、提出書類は、理由の如何に関わらず変更又は取り消しを行うことはできませんので、ご注意ください。

4. 選定方法

提出書類の内容を、**別紙 2 : 会計監査人候補者の選定基準**（以下「選定基準」という。）に基づき、本学会計監査人候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査のうえ、選定を行います。

5. 契約者の決定及び契約の方法等

(1) 令和 4 年度の契約者の決定及び契約の方法

提出書類の内容について選定委員会で審査のうえ、応募資格を満たした全ての候補者に順位を付した候補者名簿を、文部科学大臣に提出します。

選任結果については、文部科学大臣の選任決定後、遅滞なく全ての応募者に対し通知します。

候補者の中から文部科学大臣が選任した者と本学との間で、契約条件を調整した

うえで契約を締結します。

なお、契約金額については、提案書の内容を勘案して決定することとなるため、提案書で提示された金額と必ずしも一致するものではありません。

(2) 令和4年度の提案書の審査事項

選定基準で示す以下の事項について審査を行います。

- ① 監査実施の基本方針、監査体制、監査実施要領及び監査実績に関すること
- ② ワーク・ライフ・バランス等の推進に関すること
- ③ 監査費用見積に関すること

(3) 令和5年度以降令和9年度までの契約者の決定及び契約の方法

令和5年度以降令和9年度までの候補者の選定に当たっては、毎年度、前年度の監査業務に係る実績報告、資格要件・欠格事由の確認に関する書類及び該当年度の提案書の提出を求め、その提出内容に基づき、本学で評価・検証した上で、適切であると認めた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めます。

なお、契約金額については提案書の内容を勘案して決定することから、提案書の提示する金額と必ずしも一致するものではありません。

6. その他注意事項等

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨について

日本語及び日本円通貨

(2) 契約書作成について

契約に際しては、契約書を取り交わすこととなります。

(3) 提出書類の差し替え、返却について

提出書類受領後の差し替え及び返却はいたしませんので、ご留意ください。

(4) 本学の概要について

本学の概要、財務諸表等については、以下をご覧ください。

富山大学HP <http://www.u-toyama.ac.jp/> 中、「大学紹介」のページ。

(なお、富山大学概要は、<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/overview/about/> 財務諸表等を含む法人情報は、<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/law22/financial/>)

(5) 守秘事項の指定について

提出書類については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく公開を要する法人文書の対象となるため、守秘を要望する事項がある場合は、書類提出時に当該事項を指定ください。

(6) 使用人に関する事項（本学の非常勤講師への就任禁止）について

公認会計士法施行令第7条第1項第9号及び同第15条第4号で規定する「使用人」には、非常勤講師も含まれるため、本学の会計監査人となった公認会計士又は監査法人の社員は、本学の非常勤講師となることはできません。

(7) プレゼンテーション等の実施について

提案書については、プレゼンテーションまたはヒアリングを実施する場合があります。実施する場合は、別途連絡します。

(8) 今後のスケジュール概要について

- ① 提出書類の提出期限：令和4年2月10日（木）
- ② プレゼンテーション等実施の場合：令和4年2月下旬

- ③ 選 定：令和4年4月下旬（予定）
- ④ 契約締結：文部科学大臣による選任後

7. 本件に関する質問の受付等

(1) 質問について

質問は、電子メールにより受け付けます。

質問受付期間内に「Email:kansa@adm.u-toyama.ac.jp」宛て提出ください。

質問受付の締切りは、令和4年1月28日（金）17時15分とします。

(2) 質問に対する回答の方法について

電子メールにより回答します。

質問の内容によっては、質問の一部のみに対する回答とします。また、既に応募辞退の意思表示があった場合は、回答しません。

提案書作成要領

以下に掲げる事項について、漏れなく記載願います。

1. 監査法人等の概要

- (1) 名称
- (2) 代表者役職氏名
- (3) 所在地
 - ① 本部所在地
 - ② 本部担当部署名
 - ③ 本部代表電話番号
- (4) 出資金（資本金）（日付を記載願います。）
- (5) 営業収入（直近の事業年度について記載願います。）
- (6) 経常利益（直近の事業年度について記載願います。）
- (7) 当期利益（直近の事業年度について記載願います。）
- (8) 社員数・職員数（職種別内訳数も記載願います。）（監査法人等全体）
- (9) 国内事務所数（監査法人等全体）
- (10) 国立大学法人富山大学担当事務所
 - ① 担当事務所名称
 - ② 担当事務所住所
 - ③ 担当事務所の公認会計士数、会計士補及び公認会計士試験合格者数
 - ④ 担当事務所の主たる公認会計士役職・氏名
 - ⑤ 担当事務所の連絡先（電話番号、メールアドレス）
- (11) 令和3年度の関与会社数（監査法人等全体）

2. 監査実施の基本方針、監査体制、監査実施要領及び監査実績に関すること

以下に掲げる事項について、別添：提案書様式により記載願います。

(1) 監査実施の基本方針

本学の会計監査人になられた場合、どのような方針で監査に臨まれるのか等、以下について具体的に記載願います。

- ① 公共の利益を擁護する機能について
（財務諸表等監査の考え方、監査の法規準拠性への考え方、経済性・効率性の視点、不正防止の視点）
- ② 内部統制監査について（内部統制チェックに対する考え方）
- ③ 監査計画立案について（リスクアプローチに関する考え方）
- ④ 監査手続きについて（実査、立合、確認、勘定分析などに対する考え方）
- ⑤ 監査契約に含まれるサービスについて（具体業務に関する助言、リスクマネジメントに係る提案等、本学の会計監査人になられた場合の本学のメリット）

(2) 監査体制

本学の会計監査人になられた場合、どのような監査体制で監査に臨まれるのか等、以下について具体的に記載願います。

- ① 監査実施体制（監査チーム構成及び構成員氏名）、指揮命令体制（地区別往査及び病院監査におけるチーム体制：人員数、各者の担当業務、各者の監査日数、監査実務経験）及び次年度以降の監査継続性を見据えた監査チーム構成について

なお、監査責任者及び監査チーム構成員の「監査業務経験一覧」（様式任意）を添付願います。

当該監査業務経験一覧には、氏名、資格、監査法人にあつては内部職位、監査業務経験等を記載してください。（特に、国立大学法人、国立大学法人附属病院の監査業務経験について記載してください。）

- ② 組織的なサポート体制について
- ③ 監査の品質管理について（監査意見形成や審査についての考え方）
- ④ 経営者との協議について
- ⑤ 監事及び内部監査部門との連携及びその体制について

(3) 監査実施要領

本学の会計監査人になられた場合、どのような監査実施要領で監査に臨まれるのか、以下について具体的に記載願います。

- ① 監査計画について（各年度）
- ② 監査実施手法について
- ③ 指導助言について（会計処理、財務諸表作成及び監査対象となる内部統制システムなどに関する指導助言、本学からの質問、相談等に対する回答・アドバイス等の対応）
- ④ 情報提供について（国立大学法人会計基準改訂や他大学の有用事例などの情報提供）
- ⑤ 会計監査報告、監査実施状況報告について

(4) 監査実績

国立大学法人に対する監査業務の実績について記載願います。

- ① 令和元年度以降における国立大学法人に対する法定監査業務の実績について
- ② 上記①のうち附属病院を設置している国立大学法人に対する法定監査業務の実績について

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関すること

以下の認定等を取得している場合は、記載するとともに認定証（写）を提出してください。

※内閣府男女共同参画局長の認定を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じる。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・

プラチナくるみん認定企業)

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業）

4. 監査費用見積に関すること

(1) 見積、積算方法、監査日数変更に伴う費用変更の考え方及び会計監査人の交替に伴う引継の考え方と引継に係る費用

監査計画と職種別監査日数との整合性、初年度・次年度以降の監査日数の考え方、監査日数の変更に伴う監査費用変更等に係る対応方針及び会計監査人の交替に伴う引継の考え方と引継に係る費用について記載願います。

(2) 監査費用見積書

令和4年度分から令和9年度分までの6か年度の見積額を、**別添:監査費用見積書 様式**により、年度毎に提出願います。

5. その他参考事項

(1) 日本公認会計士協会による品質管理レビューにおける監査上の問題点等の指摘、及び金融庁からの行政処分に関すること（対象期間：平成31年4月～令和3年12月）

日本公認会計士協会の実施した品質管理レビューにおける監査上の問題点等指摘事項の有無、及び金融庁からの行政処分の有無を記載願います。

「有」の場合、その指摘事項・行政処分の概要と、それに対する改善内容等について記載願います。

(2) 監査法人等の概要を記載した「パンフレット」を提出願います。

(3) 本件内容の問い合わせ先（担当者の所属、氏名、電話番号、メールアドレス）を必ず記載願います。

別紙 2 : 会計監査人候補者の選定基準

会計監査人候補者の選定基準

I 選定方針

国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の会計監査人候補者の選定に当たっては、本学会計監査人候補者選定委員会において、応募者から提出された提案書について、本選定基準に基づき評価した結果により選定を行う。

II 評価項目及び配点

1. 監査実施の基本方針、監査体制、監査実施要領及び監査実績に関すること…80点

(1) 監査実施の基本方針（5項目 × 各4点 = 20点）

- ① 公共の利益を擁護する機能について（財務諸表等監査の考え方、監査の法規準拠性への考え方、経済性・効率性の視点、不正防止の視点）
- ② 内部統制監査について（内部統制チェックに対する考え方）
- ③ 監査計画立案について（リスクアプローチに関する考え方）
- ④ 監査手続きについて（実査、立合、確認、勘定分析などに対する考え方）
- ⑤ 監査契約に含まれるサービスについて（具体業務に関する助言、リスクマネジメントに係る提案等、本学の会計監査人になられた場合の本学のメリット）

(2) 監査体制（5項目 × 各4点 = 20点）

- ① 監査実施体制（監査チーム構成及び構成員氏名）、指揮命令体制（地区別往査及び病院監査におけるチーム体制：人員数、各者の担当業務、各者の監査日数、監査実務経験）及び次年度以降の監査継続性を見据えた監査チーム構成について
- ② 組織的なサポート体制について
- ③ 監査の品質管理について（監査意見形成や審査についての考え方）
- ④ 経営者との協議について
- ⑤ 監事及び内部監査部門との連携及びその体制について

(3) 監査実施要領（5項目 × 各8点 = 40点）

- ① 監査計画について（各年度）
- ② 監査実施手法について（予備調査・期中監査（月次監査含む）・期末監査）
- ③ 指導助言について（会計処理、財務諸表作成及び監査対象となる内部

統制システムなどに関する指導助言、本学からの質問、相談等に対する回答・アドバイス等の対応)

- ④ 情報提供について（国立大学法人会計基準改訂や他大学の有用事例などの情報提供）
- ⑤ 会計監査報告、監査実施状況報告について

(4) 監査実績（2項目 × 各6点 = 12点）

- ① 国立大学法人に対する法定監査業務の実績
- ② 上記①のうち附属病院を設置している国立大学法人に対する法定監査業務の実績

2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関すること（4点）

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定
- ② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

3. 監査費用見積に関すること … 28点

(1) 見積、積算方法、監査日数変更に伴う費用変更の考え方及び会計監査人の交替に伴う引継の考え方と引継に係る費用（4点）

(2) 監査費用見積額（24点）

4. その他参考とする項目

日本公認会計士協会による品質管理レビューにおける監査上の問題点等の指摘の有無、及び金融庁からの行政処分の有無、並びにそれらが「有」の場合の改善内容。（対象期間：平成31年4月～令和3年12月）

Ⅲ 得点の考え方

1 「1（3）監査実施要領」、「2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関すること」及び「3（2）監査費用見積額」を除く各項目の得点は、以下のとおりとする。

- 4点 … 非常に優れている
- 3点 … 優れている
- 2点 … ふつう
- 1点 … やや劣っている
- 0点 … 劣っている

- 2** 「1 (3) 監査実施要領」の各項目の得点は、以下のとおりとする。
- 8点 … 非常に優れている
 - 6点 … 優れている
 - 4点 … ふつう
 - 2点 … やや劣っている
 - 0点 … 劣っている
- 3** 「1 (4) 監査実績」の得点は、以下のとおりとする。
- 4点 … 実績がある場合
 - 6点 … 複数の実績がある場合
- 4** 「2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関すること」の得点は、以下のとおりとする。
- 女性活躍推進法に基づく認定
 - 2点 … 認定段階3又はプラチナえるぼし認定
 - 1.5点 … 認定段階2 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)
 - 1点 … 認定段階1 (労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)
 - 0.5点 … 行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))
 - 0点 … 上記に該当する認定等を有しない
 - 次世代法に基づく認定
 - 1点 … プラチナくるみん認定
 - 0.5点 … くるみん認定
 - 0点 … 上記に該当する認定等を有しない
 - 若者雇用促進法に基づく認定
 - 1点 … ユースエール認定
 - 0点 … 上記に該当する認定等を有しない
- 5** 「3 (2) 監査費用見積額」の得点は、以下のとおりとする。
- なお、最低見積額及び提案者見積額は、各々見積額の6か年度分の総額とする。
- 得点 = 24点 × (最低見積額 ÷ 提案者見積額)
- 6** 得点付与の際に、小数点以下の数字が出た場合は、小数第二位を四捨五入して処理する。